

メカトロシリーズ (電装品)

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・プログラムコントローラ	報 CTN481G	非該当	一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・コントロールユニット	NCD171G・・・		一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の六 (七) ロボット
・専用ドライバ	ADA・・・, ADV・・・		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器、七 (八) の三) 半導体モジュール
	NCR-DCE0D3B-021D-S135, NCR-DDA0A1A-051D-T08		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器
	MR-J3・・・, MR-J4・・・		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器
・ドライバ用セットアップソフトウェア	SW1DNC・・・	対象外	ユーティリティプログラム (CD-ROM)
・ドライバ用パソコン接続ケーブル	ADCH-AT2		一般機械部品 (ケーブル)
・中継コード	TAE・・・MC, ...EC, ...BC, ...LC, ...RS, ...LD		一般機械部品 (コード)
・ティーチングボックス	TAE・・・TB	非該当	一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・I/O増設ユニット	TAE・・・KB		一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ

- ・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項 (キャッチオール規制) に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則 (EAR) の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のメカトロシリーズ (電装品) 製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。